

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 様

大阪市環境局長

災害廃棄物の広域的な協力の要請について（要望）

本市においては、災害廃棄物の広域処理について、大阪府とともに、独自の安全基準などを設定し、その受け入れについて検討を進めておりますが、このたびの要請にあたり、改めて、下記の点について、適切に対応されるよう要望いたします。

記

1. 海面埋立処分場における安全性の評価基準について

大阪市の災害廃棄物受入の課題である北港処分地の海面埋立については、埋立処分場の構造、立地、排水方法、陸地部分の有無などを考慮することが必要であることから、現在、環境省において、個別評価を検討していただいている。

この個別評価にあたっては、市民の安全・安心を確保でき、理解が得られるような、きめ細かな基準を設定するなど、国が責任を持って対応されたい。

2. 財政措置について

災害廃棄物を受け入れるにあたり、焼却工場設備の維持管理や埋立処分場における対策など、必要となる経費については、特段の財政措置を講じられたい。

(例)

- ①バグフィルターのろ布等の交換、処分費用
- ②湿式ガス洗浄装置や触媒脱硝装置等におけるメンテナンス費用
- ③炉内作業等における作業員の被ばく対策等、安全衛生に係る費用
- ④放射性物質を吸着するゼオライト等、埋立処分場で必要となる追加施設整備等の費用
- ⑤放射線計測装置（シンチレーションサーベイメーター等）の購入費用 など

3. その他

焼却工場の諸設備におけるメンテナンス及び処分方法、海面埋立処分場における浸出水中の放射性物質対策（水に含まれる放射性物質を除去する技術）など、受け入れを行うにあたり、引き続き技術的な助言や支援、適切な情報提供を行われたい。